

茨木市障害福祉サービス等支給決定基準
～障害福祉サービス・地域生活支援事業～



茨木市

令和8年1月1日

目 次

第1章 基本的な取扱い

1 支給決定基準について	・・・	p 2
2 介護保険サービスとの適用関係について	・・・	p 8

第2章 訪問系サービス

1 訪問系サービスにおける共通事項	・・・	p13
2 居宅介護	・・・	p15
3 重度訪問介護	・・・	p19
4 同行援護	・・・	p21
5 行動援護	・・・	p21
6 移動支援	・・・	p22

第3章 日中活動系サービス

1 日中活動系サービスにおける共通事項	・・・	p24
2 生活介護	・・・	p24
3 自立訓練（機能訓練）	・・・	p25
4 自立訓練（生活訓練）	・・・	p25
5 就労選択支援	・・・	p25
6 就労移行支援	・・・	p26
7 就労継続支援 A型	・・・	p27
8 就労継続支援 B型	・・・	p28
9 地域活動支援センター（Ⅱ型、Ⅲ型）	・・・	p29

第4章 居住系サービス

1 療養介護	・・・	p31
2 施設入所支援	・・・	p32
3 宿泊型自立訓練	・・・	p33
4 共同生活援助	・・・	p34

第5章 その他サービス

1 短期入所	・・・	p35
2 日帰りショートステイ	・・・	p36
3 重度障害者等包括支援	・・・	p37
4 就労定着支援	・・・	p38
5 自立生活援助	・・・	p39
6 訪問入浴サービス	・・・	p40
7 入院時コミュニケーション支援	・・・	p40
8 地域移行支援	・・・	p41
9 地域定着支援	・・・	p42
10 計画相談支援	・・・	p43

第1章 基本的な取扱い

1 支給決定基準について

(1) 策定根拠

平成19年3月23日付け障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「介護給付費等の支給決定について」(別紙1)に基づき「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」を策定する。

(2) 策定意義

障害福祉サービス及び地域生活支援事業(以下「障害福祉サービス等」という。)の支給決定事務においては、障害のある方一人ひとりに対する支援の必要性に着目し、公費で助成すべきサービスの内容や支給量を1件ごとに判断し決定する必要がある。同時に、市町村は限りある予算を公平かつ適正に執行することが求められており、支給決定基準を策定することにより、支給決定の透明化・明確化を図り、利用者にとって過不足の無いよう、支給決定事務を公平かつ適正に行うこととする。ゆえに、支給決定基準は支給内容を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限を定めるものではない。

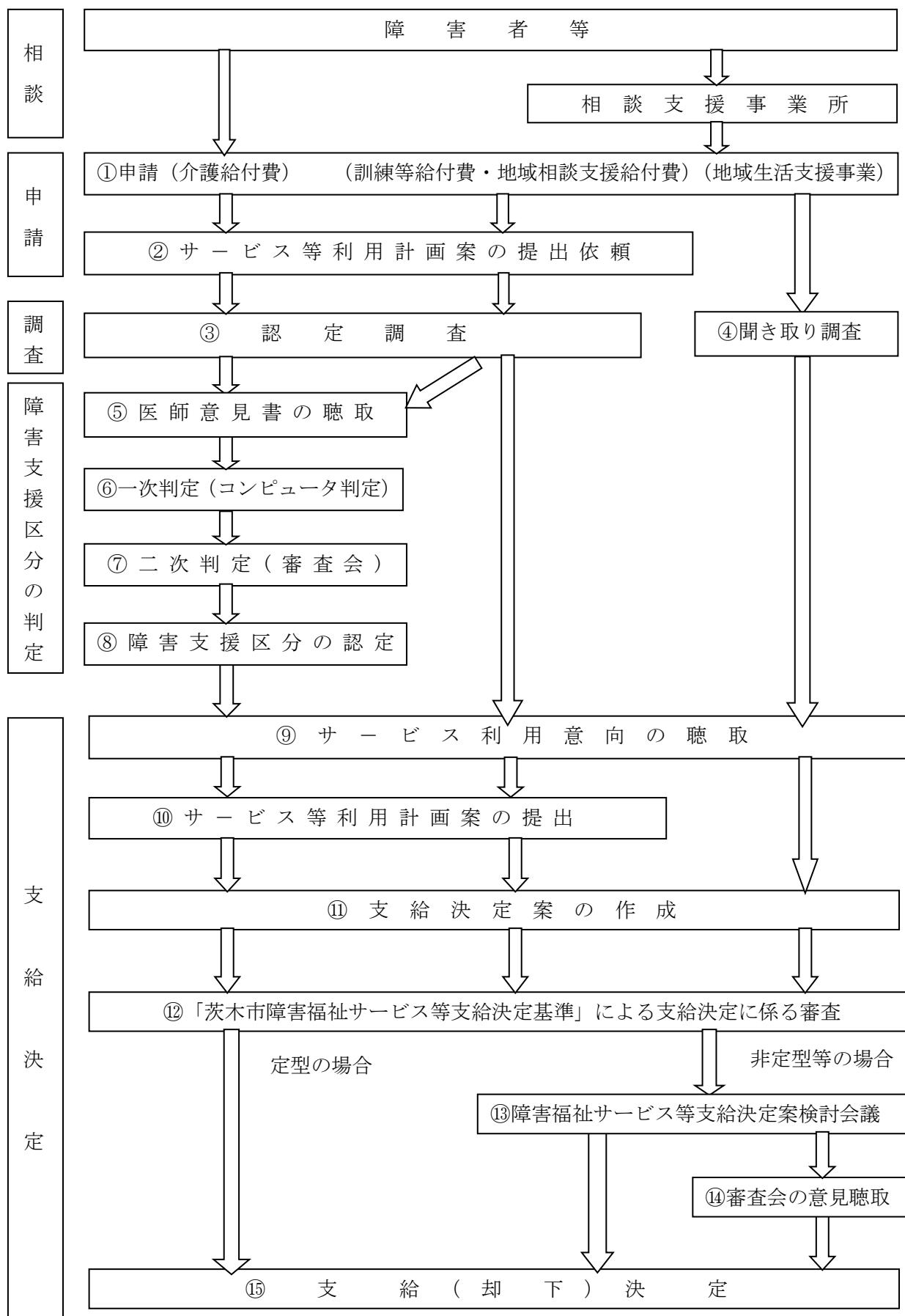
(3) 支給決定事務に関する取扱いについて

- ア 支給申請については原則事前申請となる。障害や生活環境等の急変により急遽支援が必要な状態となり、障害福祉サービス等以外の代替案が見つからない場合においては、その事由が生じた当日又は翌日(翌日が土日祝の場合は翌開庁日)に速やかに障害福祉課に連絡すること。
- イ 支給決定基準に特段の定めがない場合は、各種法令、通知及び事務処理要領等に準ずる取扱いとする。

(4) 支給決定基準の見直しについて

支給決定基準については、現段階での状況により策定しているため、国の制度改革等又は障害福祉サービス等の運用状況等に合わせて適宜見直しを行う。

(5) 支給決定までの流れについて



① 申請

障害福祉サービス等の利用について、介護給付費(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、施設入所支援、短期入所及び重度障害者等包括支援)、訓練等給付費(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、宿泊型自立訓練、共同生活援助、就労定着支援及び自立生活援助)、地域相談支援給付費(地域移行支援及び地域定着支援)及び地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス及び入院時コミュニケーション支援)の支給を希望する障害者又は障害児の保護者(以下「障害者等」という。)は、市へ支給申請を行う。

申請に必要な書類は以下のとおり。

ア 新規

- (ア) 介護給付費等支給申請書又は地域生活支援事業支給申請書
- (イ) 障害福祉サービス等申請内容説明書（相談支援事業所が代行で申請書を提出する場合のみ）
- (ウ) 健康保険証の写し、限度額適用認定証の写し及び同意書(療養介護のみ)
- (エ) 収入申告書（添付書類：利用開始予定日の前年(利用開始予定日の属する月が1月～6月である場合は前々年)中の収入(障害年金証書又は工賃証明書等)及び必要経費(固定資産税等の租税又は国民健康保険料等)の額がわかる書類) (療養介護及び施設入所支援のみ)
- (オ) 家賃証明書等(共同生活援助のみ)※補足給付の必要書類。
- (カ) 雇用開始日が確認できる書類(雇用契約書の写し又は健康保険証の写し等) (就労定着支援のみ)
- (キ) 地域移行支援計画案(地域移行支援のみ)
- (ク) 地域定着支援計画案(地域定着支援のみ)

イ 更新又は利用者負担上限月額の見直し等

- (ア) 介護給付費等支給申請書又は地域生活支援事業支給申請書
- (イ) 健康保険証の写し、限度額適用認定証の写し及び同意書) (療養介護のみ)
- (ウ) 収入申告書（添付書類：利用開始予定日の前年(利用開始予定日の属する月が1月～6月である場合は前々年)中の収入(障害年金証書又は工賃証明書等)及び必要経費(固定資産税等の租税又は国民健康保険料等)の額がわかる書類) (療養介護及び施設入所支援のみ)
- (エ) 家賃証明書等(共同生活援助のみ)※補足給付の必要書類。
- (オ) 障害福祉サービス受給者証及び暫定支給決定期間の利用に係る

評価結果報告書(添付書類：アセスメント票、個別支援計画、個別支援計画に基づく支援実績及びその評価結果報告書)（暫定支給決定対象サービス(78ページ参照)における本支給決定時のみ）

ウ 変更

(ア) 介護給付費等支給変更申請書又は地域生活支援事業支給変更等申請書

(イ) 障害福祉サービス等申請内容説明書(相談支援事業所が代理で申請書を提出する場合のみ)

(ウ) 障害福祉サービス受給者証又は地域生活支援事業受給者証

② サービス等利用計画案の提出依頼

申請者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼する。

③ 障害支援区分認定調査

障害支援区分の判定等のため、認定調査員が申請者等と面談し、概況調査(本人の状況又は家族からの介護状況等)、アセスメント調査(同行援護申請者のみ)及び認定調査を行う。なお、訓練等給付費であっても、共同生活援助については障害支援区分の認定手続きが必要となる場合がある(詳細は31ページ参照。)。

④ 聞き取り調査

認定調査員が申請者等と面談し、概況調査(本人の状況又は家族からの介護状況等)及び認定調査項目の調査(38項目)を行う。

⑤ 医師意見書の聴取

申請に係る障害者等の主治医に対し、障害内容又は心身の状況等について、医学的知見から意見(医師意見書)を求める。

⑥ 一次判定(コンピュータ判定)

認定調査の結果(80項目)及び医師意見書の一部項目(24項目)を踏まえ、一次判定用ソフトを活用した一次判定処理を行う。

⑦ 二次判定(障害支援区分等認定審査会)

障害支援区分等認定審査会(以下「審査会」という。)において、一次判定の結果を原案として、認定調査票の特記事項及び医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)の内容を総合的に勘案した審査判定を行い、市へ通知する。

⑧ 障害支援区分の認定

審査会の判定結果に基づいて障害支援区分を認定し、その結果を申請者へ通知する。

⑨ サービス利用意向等の聴取

支給決定を行うため、申請者等から次のア～カに掲げる項目について聴取する(各項目の具体的な内容については50ページ参照。)。

ア 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

イ 介護を行う者の状況

ウ 障害福祉サービス等及び保健医療サービス又は福祉サービス等の

利用状況

エ 本人又は介護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向

オ 当該障害者等の置かれている環境

カ 当該申請に係る障害福祉サービス等の提供体制の整備状況

⑩ サービス等利用計画案の提出

市からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者は、指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案及び計画相談支援給付費支給申請書を提出する。なお、身近な地域に対応できる指定特定相談支援事業所がない場合又は指定特定相談支援事業所以外の者が作成するサービス等利用計画案の提出を希望する場合は、当該事業所以外の者が作成するサービス等利用計画案を提出することができる。

⑪ 支給決定案の作成

サービス等利用計画案、サービス利用意向等の聴取内容、本市における財政状況及び障害者相互における公平性を勘案し、支給決定案を作成する。

⑫ 「茨木市障害福祉サービス等支給決定基準」による支給決定に係る審査

支給決定案の内容について、支給決定基準により審査し、定型(※1)又は非定型(※2)の判定を行う。

※1 支給決定基準にて定められている運用方法かつ支給量が標準支給量以内の場合

※2 支給決定基準に定められていない運用方法又は支給量が標準支給量を超えている場合

⑬ 障害福祉サービス等支給決定案検討会議

支給決定案の内容が非定型の場合、疑義がある場合又はその他福祉事務所長が必要と認める場合は、本人の心身の状況、支援者の有無、居住等の状況、本人や家族の意向等の個別の状況を勘案したうえで、障害福祉サービス等支給決定案検討会議(構成員：福祉事務所長(議長)、障害福祉課長、障害福祉課長代理、障害福祉課認定給付グループ長及び担当員その他福祉事務所長が認める職員)にてその妥当性について協議を行う。

⑭ 審査会の意見聴取

支給決定案の内容が支給決定基準と大きく乖離し、障害福祉サービス等支給決定案検討会議にて審査会の意見を聞く必要があると判断した場合は、その妥当性について審査会に意見を求める。

⑮ 支給(却下)決定

⑫、⑬及び⑭の内容に留意したうえで支給(却下)決定を行い、申請者に通知を行う。

(6) 標準利用期間が設定されているサービスの取扱いについて

ア 自立訓練、就労移行支援

(ア) 延長

標準利用期間では十分な成果が得られず、引き続きサービスを利用することによる効果が具体的に見込まれると市が認めた場合は、最大1年間の更新が可能である。具体的な手続きの流れは次のa～cのとおり。

- a サービス提供事業所は、「標準利用期間を超える支給決定にかかる意見書(延長)」、「アセスメント」、「標準利用期間中の個別支援計画」及び「延長期間中の目標及び支援内容を具体的に記載した個別支援計画(案)」を障害福祉課に提出する。
- b 本人及びサービス提供事業所従業者が障害福祉課へ来庁し、障害福祉課職員と面談を行う。
- c 障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、審査会に意見を聴いたうえで支給の要否を判断する。

(イ) 再利用

生活環境や障害の状況の変化等により、再度サービスを利用するこによる効果が具体的に見込まれると市が認めた場合は、再利用が可能である。具体的な手続きの流れは次のa～cのとおり。

- a 本人が障害福祉課へ来庁し、障害福祉課職員と面談を行う。(原則、別途認定調査を要する。)
- b 市は必要に応じて、サービス提供事業所に対し、「前回サービス実施時の支援記録」、「支給決定にかかる意見書(再利用)」、「アセスメント」、「再利用期間中の目標及び支援内容を具体的に記載した個別支援計画(案)」等の提出を求める。
- c 障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、必要に応じて審査会に意見を聴いたうえで支給の要否を判断する。

2 介護保険サービスとの適用関係について

(1) 介護保険サービス優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の者(第1号被保険者)又は医療保険に加入している40歳以上65歳未満で(※)特定疾病がある者(第2号被保険者)が要介護認定等の申請の結果、介護保険サービスにより必要な支援を受けることができる場合は、介護保険サービスの利用が優先される。

※介護保険第2号被保険者特定疾病の範囲

ア がん

(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

イ 関節リウマチ

ウ 筋萎縮性側索硬化症

エ 後縦靭帯骨化症

オ 骨折を伴う骨粗鬆症

カ 初老期における認知症

キ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

ク 脊髄小脳変性症

ケ 脊柱管狭窄症

コ 早老症

サ 多系統萎縮症

シ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

ス 脳血管疾患

セ 閉塞性動脈硬化症

ソ 慢性閉塞性肺疾患

タ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2) 障害福祉サービス等と介護保険サービスの併給利用に係る運用について

ア 次の(ア)～(エ)の場合において、障害福祉サービス等による支援が必要と認められる場合は、障害福祉サービス等の支給決定を受けることができる。

(ア) 要介護認定等の申請の結果、非該当と判定された場合。

(イ) 利用可能な介護保険サービスに係る事業所が身近にない又は利用定員に空きがない等により、障害福祉サービス等に相当する介護保険サービスを利用することができない場合。

(ウ) 介護保険サービスの区分支給限度額内では必要な支援を受けることができない場合。

(エ) 本人に必要とされる支援が介護保険サービスには相当するものがないと認められる場合。

イ 要介護認定の申請手続き又は認定結果通知等に要する時間を考慮し、

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスへの移行が完了するまでの期間については、生活の質が落ちないよう継続して障害福祉サービスを支給決定する。

- ウ 本人の心身の状況等に変化があり、支給量の変更等を希望される場合は、まずは介護保険の区分変更申請を行い、介護保険サービスでの対応を検討すること。それでもなお区分支給限度額内では必要な支援を受けることができないと認められる場合は、障害福祉サービス等の支給量の変更等を行う。
- エ 介護保険の区分更新等で要介護状態区分が下がった場合は、本人の心身の状態等が改善され、介護保険サービスにてその状態に相当する支援が必要と考えられる。しかし、個別の状況を勘案し、介護保険の区分支給限度額内では必要な支援を受けることができないと認められる場合は、介護保険の区分変更申請を行うことを前提に、それまでの期間において障害福祉サービス等での支給量の変更等を行う。
- オ 介護保険サービスにて利用する訪問介護等の時間数と、障害福祉サービス等の時間数を合計した時間数が、支給決定基準との比較対象となる。
- カ 介護保険サービスの対象者となった場合は、居宅介護支援計画又は予防介護支援計画(ケアプラン)の作成対象者となり、介護支援専門員(ケアマネジャー)が障害福祉サービス等他の社会資源を含めた計画を作成することとなるが、障害福祉サービス固有のサービスがあり計画の作成が難しい場合等、別途サービス等利用計画案を作成する必要があると認められる場合は、計画相談支援を利用することができる。

- (3) 障害福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者となった場合における併給の可否について

サービス内容	併給の可否	
	40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
居宅介護	△(※1)	△(※1)
重度訪問介護	△(※1)	△(※1)
同行援護	○(※2)	○(※2)
行動援護	○(※2)	○(※2)
移動支援	○	○
生活介護	△(※3)	△(※3)
自立訓練(機能訓練)	△	△
自立訓練(生活訓練)	○	○
就労選択支援	△	△
就労移行支援	○	△(※5)
就労継続支援A型	○	△(※5)

就労継続支援B型	○	△(※4)
地域活動支援センターⅡ型	△	△
地域活動支援センターⅢ型	△(※3)	△(※3)
療養介護	○	○
施設入所支援	○	○
宿泊型自立訓練	○	○
共同生活援助	○	○
短期入所	△(※1)	△(※1)
日帰りショートステイ	△	△
重度障害者等包括支援	△(※3)	△(※3)
就労定着支援	○	○
自立生活援助	△	△
訪問入浴サービス	△(※1)	△(※1)
入院時コミュニケーション支援	○	○
地域移行支援	○	○
地域定着支援	△	△

- ※1 介護保険の区分支給限度額内において、介護保険サービス対象者となる以前と同様の支援を受けることができない場合は、不足する時間数を障害福祉サービスにて支給決定する。
- ※2 介護保険サービスにて通院に係る支援を受けることができる場合は、介護保険サービスの利用が優先される。ただし、介護保険の区分支給限度額内では、介護保険サービス対象者となる以前と同様の支援を受けることができない場合は、不足する時間数を障害福祉サービスにて支給決定する。
- ※3 障害特性やサービスを必要とする理由等により、介護保険サービスでは適切又は必要な支援を受けることができず、当該障害福祉サービス等により適切又は必要な支援を受けることができると認められる場合は、継続して利用することができる。
- ※4 単なる日中の居場所としての利用目的ではなく、就労に対するニーズがあり、利用の必要性が認められる場合は継続して利用することができる。
- ※5 65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けており、65歳に達する前日に当該障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合において、単なる日中の居場所としての利用目的ではなく、就労に対するニーズがあり、利用の必要性が認められる場合は継続して利用することができる。

(4) 介護保険サービスの対象者が新規で障害福祉サービスを利用する場合

における併給の可否について

サービス内容	併給の可否	
	40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
身体介護	△(※1)	△(※1)
家事援助	△(※1)	△(※1)
通院等介助・通院等乗降介助	△(※2)	△(※2)
重度訪問介護	△(※1)	△(※1)
同行援護	○(※2)	○(※2)
行動援護	○(※2)	○(※2)
移動支援	○	○
生活介護	△(※3)	△(※3)
自立訓練(機能訓練)	△	△
自立訓練(生活訓練)	○	○
就労選択支援	△	△
就労移行支援	○	×
就労継続支援A型	○	×
就労継続支援B型	○	△(※4)
地域活動支援センターII型	△	△
地域活動支援センターIII型	△(※3)	△(※3)
療養介護	△	△
施設入所支援	△	△
宿泊型自立訓練	○	○
共同生活援助	△	△
短期入所	△	△
日帰りショートステイ	△	△
重度障害者等包括支援	△(※3)	△(※3)
就労定着支援	△	△
自立生活援助	△	△
訪問入浴サービス	△	△
入院時コミュニケーション支援	○	○
地域移行支援	○	○
地域定着支援	△	△

※1 次のア及びイの障害福祉サービスについては、以下の要件を満たしており、介護保険の区分支給限度額内では必要な支援を受けることができないと認められる場合は、不足する支給量を障害福祉サービスにて支給決定する。

ア 身体介護及び重度訪問介護

「要介護5」、かつ、「身体障害者手帳の等級が1、2級の全身

性障害を有する者(上下肢に障害が認められる者)。」

イ 家事援助

視覚障害者

- ※2 介護保険サービスにて通院に係る支援を受けることができる場合は、介護保険サービスの利用が優先される。ただし、介護保険の区分支給限度額内では必要な支援を受けることができない場合は、不足する時間数を障害福祉サービスにて支給決定する。
- ※3 障害特性やサービスを必要とする理由等により、介護保険サービスでは適切又は必要な支援を受けることができず、当該障害福祉サービス等により適切又は必要な支援を受けることができると認められる場合は利用することができる。
- ※4 単なる日中の居場所としての利用目的ではなく、就労に対するニーズがあり、利用の必要性が認められる場合は利用することができる。

第2章 訪問系サービス

1 訪問系サービスにおける共通事項

- (1) 支給決定時間数について、1週間で必要な時間数を1ヶ月分に換算する場合は、4.5週分として計算する。ただし、月により不足が生じることが多い場合は5週分として計算することも可能とする。
- (2) 1日に身体介護、家事援助又は同行援護を複数回算定する場合は、2時間以上の間隔を空けなければならず、サービス提供の間隔が2時間未満の場合は、前後を1回分として算定することとなる。ただし、別のサービス類型を利用する場合、身体の状況等により短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合又は別の事業者が提供する支援との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。
- (3) 訪問系サービスを利用しての移動については、公共交通機関の利用を原則とする。ただし、利用者の心身の状態、公共交通機関の利用が困難な地域等やむを得ない場合は車両の使用も可能であるが、事業所やヘルパーが所有する車両を使用する場合は、道路運送法上の許可等が必要になることに留意すること。また、利用者又は家族の車両を使用する場合は、事故発生時の対応についてあらかじめ協議しておくこと。なお、ヘルパー自身が運転する場合は、運転中に直接的な支援を行っていないことから報酬の算定はできない。
- (4) 施設入所支援又は共同生活援助の利用者が一時帰宅する場合は、通常受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、個別の状況を勘案し、帰宅時に訪問系サービスを利用する必要性がある者については、訪問系サービスを利用ることができる。
- (5) 障害福祉サービスと訪問看護の時間を重複させての利用は原則できない。ただし、個別の状況を勘案し、本人と事業所の時間調整がどうしても難しい場合等、同時間における支援の必要性がある者については重複して利用することができる。
- (6) 訪問系サービスを利用して外出する場合は自宅発着が原則であるが、個別の状況を勘案し、必要性がある者については自宅以外を始点・終点として利用することができる。
- (7) 選挙の投票に行く場合は通院等介助・通院等乗降介助、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「通院等介助等」という。)を利用することとなるが、外出に係るサービスの支給決定が身体介護又は移動支援のみである場合は、これらのサービスでも利用可能とする。なお、投票用紙の代筆については、受付にて申し出ることで市の職員が行うこととなり、ヘルパーが代筆することはできない。
- (8) 本人の心身の状態が急変し、急遽通院が必要となった場合は通院等介助等を利用することとなるが、外出に係るサービスの支給決定が移動支援のみである場合は、移動支援でも代用可能とする。ただし、その事由が生じた当日又は翌日(翌日が土日祝の場合は翌開庁日)に速やかに障害

福祉課に連絡すること。

- (9) 薬局で薬を受け取る場合は、通院等介助等で本人と一緒に行く必要がある。ただし、本人の体調不良等で外出できない理由がある場合は、薬局の承諾を得たうえで、家事援助で代行することも可能とする。
- (10) 入院中の利用者について、一時外泊中で医師の許可がある場合は訪問系サービスを利用することができる。
- (11) 通院等介助等については、入退院時及び転院時についても利用することができる。
- (12) 重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援において、宿泊を伴う旅行で利用する場合については、サービス提供事業所が作成した旅行支援計画書を障害福祉課へ事前に提出する必要がある。
- (13) 日用品の買い物については、身体介護、家事援助、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用を優先し、その他嗜好品等の買い物については移動支援の利用を優先すること。
- (14) 日中活動系サービス事業所の送迎ルートのバス停までの介助については、基本的には家族の支援によるものと考える。ただし、家族の障害や疾病等により支援が得られない場合は、日中活動系サービス事業所が支援方法を検討することとなるが、日中活動系サービス事業所においても支援ができない場合は、身体介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援での利用が考えられる。
- (15) 育児に困難を抱える利用者(親)への育児支援として、家事援助又は重度訪問介護を利用することができる。ただし、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるため、次のア～ウのいずれにも該当する場合にのみ、個々の利用者(親)、子ども又は家族等の状況を勘案し、必要に応じて家事援助又は重度訪問介護の支援内容に含めるものとする。
 - ア 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合
 - イ 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合
 - ウ 他の家族等による支援が受けられない場合
- (16) 二人介護について
 - ア 対象となるサービス
　　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援
 - イ 要件
　　二人のヘルパーにより居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び移動支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア) 障害者または障害児(以下「障害者等」という。)の身体的理由により、一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合。
 - (イ) 行動障害があり、一人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合。

(ウ) その他障害者等の状況等から判断して、(ア)又は(イ)に準ずると認められる場合。

ウ 異なる事業所が同時にサービス提供を行う場合

二人介護でのサービス提供については、ヘルパー同士が連携した支援を行い、責任の所在が明確となるよう同一事業所のサービス提供が望ましい。ただし、事業所の人員体制上等により異なる事業所を利用する場合は、責任の所在を明確にするため、それぞれサービス提供を行う事業所が作成する個別支援計画に分担作業部分と共同作業部分を記載し、三者で確認を行うこと。

(17) 重度訪問介護については1日3時間以上の支給決定を基本としているが、短時間集中的な居宅介護のみが1日に複数回行われた場合に、これらの提供時間を通算して3時間以上あるような支援を想定しているものではなく、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されているほか、1回あたりのサービスについても、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたるような支援を想定しているため、1日あたりの提供時間が長時間となる場合は、支援内容、支援時間及び本人の意向等を総合的に勘案したうえで、重度訪問介護又は居宅介護を支給決定する。

(18) 共同生活援助事業所へ入居中の利用者が、身体介護、家事援助又は重度訪問介護の利用を希望する場合においては、次のア～ウのいずれにも該当し、必要性が認められる場合は利用することができる。なお、身体介護についてはアに該当しない場合であっても利用することができる。

ア 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者である。

イ 障害支援区分4以上に該当している。

ウ 共同生活援助の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられている。

(19) 身体介護及び重度訪問介護での入浴支援については、日中活動系サービス事業所等別の社会資源で入浴の支援を受けている場合、それらの回数も含め原則週に3回までとする。ただし、個別の状況を勘案し、必要性が認められる場合は週に4回以上の入浴も可能とする。

2 居宅介護

(1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

サービス類型は、次のア～エのとおり。

ア 居宅における身体介護が中心である場合(以下「身体介護」という。)

イ 家事援助が中心である場合(以下「家事援助」という。)

ウ 通院等介助(身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合)が中

心である場合(以下「通院等介助」という。)

エ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(以下「通院等乗降介助」という。)

(2) 対象者

障害支援区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、次のア及びイのいずれにも該当する者。

ア 障害支援区分2以上に該当していること。

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること。

(ア) 歩行

「全面的な支援が必要」

(イ) 移乗

「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(ウ) 移動

「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(エ) 排尿

「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(オ) 排便

「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3) 標準支給量について

ア 標準支給量

サービスの種類	障害支援区分	標準支給量	サービスの種類	障害支援区分	標準支給量
身体介護	区分1	10時間	家事援助	区分1	5時間
	区分2	15時間		区分2	14時間
	区分3	18時間		区分3	18時間
	区分4	21時間		区分4	21時間
	区分5	45時間		区分5	30時間
	区分6	60時間		区分6	35時間

イ 通院等介助・通院等乗降介助については、通院頻度や通院先の医療機関までの時間又は官公署等での手続き等が制約されるべきではないと考えるため、標準支給量は設定しないものとする。

(4) 身体介護について

ア サービス内容

身体介護は、利用者の身体に直接接觸して行う支援サービス、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲向上のために利用者と共に行う自

立生活のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上、社会生活上のためのサービスをいう。また、それらのために必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含む。

イ 具体的な内容

排泄介助、食事介助、身体の清拭、入浴介助、身体整容、起床・就寝介助、体位変換、移動・移乗介助又は服薬介助、自立生活のため利用者と共に使う家事(掃除、洗濯、調理又は買い物)等

ウ 対象とならない内容

見守り、医療行為(医療行為の範囲については、平成17年7月26日付け医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(別紙2)に留意すること。)

(5) 家事援助について

ア サービス内容

家事援助は、掃除、洗濯又は調理等の日常生活において直接利用者の援助(そのために必要な一連の行為を含む)となる支援であり、利用者が単身又は家族が障害や疾病等のため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

イ 具体的な内容

買物、調理、洗濯、掃除、郵便物の投函・受取又はゴミ出し等

ウ 対象とならない内容

(ア) 「利用者の援助」に該当しない行為

- a 対象者以外(家族等)のものに関する洗濯、調理、買物等
- b 対象者以外(家族等)が使用する家族の部屋や共用部分の掃除
- c 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- d 本人が不在の状態でのサービス提供
- e 自家用車の洗車、掃除

(イ) 日常生活の営みに支障がないもの

- a 草むしり
- b 花木の水やり
- c ペットの世話、散歩等

(ウ) 日常的な家事の範囲を超えるもの

- a 家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- b 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- c 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d 植木の剪定(せんてい)等の園芸
- e 正月や節句等のための特別な手間をかけて行う調理

エ 家事援助の運用について

共有部分の掃除については、家事援助を利用することができない。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯については利用する

ことができる。

(6) 通院等介助・通院等乗降介助について

ア サービス内容

病院等へ通院するための移動介助、官公署での公的手続又は障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助。

イ 具体的な内容

「通院等」の範囲は、次の(ア)～(ウ)のとおり。

(ア) 病院等に通院する場合。

(イ) 官公署(国、都道府県及び市町村の機関(裁判所、府庁、市役所、警察署又は投票所等)、外国公館(外国の大蔵省、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)又は相談支援事業所等)に公的手続または障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合。

(ウ) 相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された障害福祉サービス事業所を訪れる場合。

ウ 通院等介助と通院等乗降介助との適用関係について

(ア) 通院等乗降介助を算定する場合は、ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は「通院先での受診等の手続き又は移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

(イ) 「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続き又は移動等の介助」については、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする(利用者の日常生活動作能力などの向上のため、移動時に転倒しないよう側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないよう常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。)。

(ウ) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合に通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合には、通算して「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定する。

(エ) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「身体介護」を算定する場合は、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助又は食事介助等)に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定する。

エ 通院等介助・通院等乗降介助の運用について

(ア) 院内の介助については病院側が対応すべきであるが、次のa及びbのいずれにも該当する場合は、通院等介助・通院等乗降介助の算定が可能である。

a 病院側の諸事情により、院内介助がつかない。

b 本人が院内でも支援を必要とする心身の状態であること。

※ 事業所が作成する個別支援計画にa及びbの理由を記録すること。

(イ) 共同生活援助の利用において、通院については日常生活上の支援の一環として世話人等が対応することとなるが、慢性の疾病等を有する障害者であって、医師の指示により定期的な通院が必要であり、世話人等が個別に対応することが難しい場合は、通院等介助・通院等乗降介助を利用することができる。

3 重度訪問介護

(1) サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを含む生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

また、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院(以下「病院等」という。)に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援又は病院等の職員へ適切な支援方法を伝える等の支援を行う。

(2) 対象者

障害支援区分4以上であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していること。

(ア) 二肢以上に麻痺等がある。

(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」及び「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている。

イ 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者。

(3) 標準支給量について

ア 標準支給量

540時間/月

イ 移動介護加算

48時間/月 (通院等(具体的な範囲については18ページ参照)のため外

出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。)

(4) 重度訪問介護の運用について

ア 障害児への支給決定については、15歳以上で、児童福祉法第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合に障害者とみなし、障害者の手続に沿って支給の要否を判断する。

イ 重度訪問介護は身体介護及び家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価しているため、同一事業所がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。ただし、サービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが難しく、他の事業所が身体介護等を提供する場合はこの限りではない。

ウ 区分6の利用者について、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパー(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、利用者への支援に熟練したヘルパーが同行してサービス提供を受けることができる。当該支援に係る考え方は次の(ア)～(イ)のとおり。

(ア) 区分6の利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間までとし、原則として1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市が認めた場合には3人を超えて算定できる。

(イ) 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。

(ウ) 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。

(エ) 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。

エ 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者について、重度訪問介護事業所のヘルパー(利用者の支援に1年未満となることが見込まれる者を除く)が初めて従事し支援を行った場合において、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、利用者への支援に熟練したヘルパーが同行してサービス提供を受けることができる。当該支援に係る考え方は次の(ア)～(イ)のとおり。

(ア) 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への重度訪問介護を提供する従業者ごとに120時間までとし、原則として1人

の利用者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。
ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市が認めた場合には3人を超えて算定できる。

- (イ) 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限はない。
- (ウ) 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。
- (エ) 重度訪問介護事業所の従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。

4 同行援護

(1) サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供とともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

(2) 対象者

同行援護アセスメント調査票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

(3) 標準支給量

48時間/月（通院等（具体的な範囲については18ページ参照）のため外出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。）

5 行動援護

(1) サービス内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。

(3) 標準支給量

48時間/月（通院等（具体的な範囲については18ページ参照）のため外出する場合は、別途必要な時間数を支給決定する。）

(4) 行動援護の運用について

行動援護については、1日に1回しか算定できない。

6 移動支援

(1) サービス内容

障害者等の自立生活及び社会生活を促進するために、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

(2) 具体的な内容

外出時の移動の介助や外出先での排泄・食事等の支援、外出時やその前後における代筆・代読等のコミュニケーション支援及び外出に伴い必要と考えられるその前後の身の回りの世話や整理等。

(3) 対象とならない内容

通勤や営業活動などの社会経済活動となる外出、通学、通所、通院、官公署への公的手続に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出等は原則対象とはならない。

(4) 対象者

ア 身体障害者

次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 常時(電動)車椅子を利用し、移動時に支援が必要と認められる者。

(イ) 次の要件のうち、a～b及びc～eを含む3つ以上に該当する者。

a 右上肢の機能の障害を有する

b 左上肢の機能の障害を有する

c 右下肢の機能の障害を有する

d 左下肢の機能の障害を有する

e 体幹機能の障害を有する

f 肢体不自由の障害等級が1級に該当

イ 知的障害者

ウ 精神障害者

エ 難病等対象者

オ 障害児(小学校1年生以上)

(5) 標準支給量(2人介護時は標準支給量を2倍とする)

ア 障害者

48時間/月

イ 障害児

12時間/月(長期休暇時は24時間/月)

(6) 移動支援の単価区分について

ア 身体介護を伴う

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 認定調査票の「移動や動作等に関連する項目」のうち、「食事」、「排泄」、「入浴」、「移動」及び「移乗」において、4項目以上「全面的な支援が必要」に該当している。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」、「移動」については

「移動」及び「歩行」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

(イ) 認定調査票の「行動障害に関する項目」のうち、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反吐等」、「そううつ状態」、「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が乏しい」において、1項目以上「ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要」に該当している。

イ 身体介護を伴わない

「身体介護を伴う」に該当していない場合。

(7) 移動支援の運用について

ア プールや銭湯等を利用する際の遊泳中や入浴中について、安全確保のために支援を受ける必要がある場合は、移動支援として利用できる。

イ 居酒屋やギャンブル(競馬又はパチンコ等)に移動支援を利用できるが、ヘルパーの飲酒や換金行為はできない。

ウ 利用者が利用している施設や学校等の行事については、施設や学校側に監督責任があるため移動支援は利用できない。

エ 人間ドックのような健康診断のために医療機関を受診する場合は、通院とは異なるため移動支援での利用となる。

オ 施設入所支援又は共同生活援助利用者についても、帰省を含め余暇外出等を目的とした移動支援を利用できる。

第3章 日中活動系サービス

1 日中活動系サービスにおける共通事項について

- (1) 市が日中活動系サービスの併給の必要性を認めた場合の標準支給量は、併せて「当該月における日数から8日を控除した日数」とする。
- (2) 事業運営上の理由から、「当該月における日数から8日を控除した日数」を超える支援が必要となる場合については、指定権者に届け出ることにより、当該事業所が特定する3ヶ月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「当該月における日数から8日を控除した日数」の総和の範囲内であれば利用することができる(就労選択支援、地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)は除く。)。
- (3) 日中活動系サービスに係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできない。
- (4) 日中活動系サービスの利用者が一般就労に移行した場合、その後は日中活動系サービスを利用しないことが想定されているが、一般就労を行わない日又は時間に日中活動系サービスを利用する必要がある場合は、一般就労先の企業において、本人が日中活動系サービスを利用することが認められており、利用の必要性があると認められる場合は、一般就労する日と併せて「当該月における日数から8日を控除した日数」の範囲内で利用することができる。
- (5) 暫定支給決定の取り扱いについては、平成26年11月26日付け茨障第3997号「訓練等給付に係る暫定支給決定の取り扱いについて」(別紙3)に留意すること。

2 生活介護

(1) サービス内容

障害者支援施設その他以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(2) 対象者

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア 障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者。

イ 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3)以上である者。

ウ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の

場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

3 自立訓練(機能訓練)

(1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所へ通所又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。

イ 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

(4) 標準利用期間

1年6ヶ月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間)

4 自立訓練(生活訓練)

(1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所へ通所又は当該障害者の居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。

イ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。

(3) 標準支給量

当該月における日数から 8 日を控除した日数

(4) 標準利用期間

2 年間(長期間入院していた又はこれに類する事由がある場合は 3 年間)

5 就労選択支援

(1) サービス内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者が、就労先・働き方について適切な選択ができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

(3) 標準支給量

当該月における日数から 8 日を控除した日数

(4) 支給決定期間

原則 1 か月とする。ただし、以下に該当する場合は最長 2 か月の支給決定を行うことができる。

ア 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合

イ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1 か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

(5) 就労選択支援の取り扱いについては、令和 7 年 11 月 28 日付け茨障第 3348 号「就労選択支援について」(別紙 4) に留意すること。

6 就労移行支援

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者等につき、生産活動、職場体験その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談及びその他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ア 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者。
- イ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する者。
- ウ 通常の事業所に雇用されている者であっても、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とすると市が認めたもの。(6ヶ月までの範囲内で市が定める期間に限る。)
- ※ 65歳以上の者の利用については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者及び(2)ウの対象者に限る。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

(4) 標準利用期間 ((2)ア及びイの対象者に限る。)

2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年間又は5年間)

(5) 就労移行支援の運用について

ア 大学在学中の者については、以下の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する場合は就労移行支援を利用することができる。

(ア) 大学や地域における就労支援機関等(例:大阪障害者職業センター等)による就職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合。

(イ) 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者。

(ウ) 市が聞き取り等を行ったうえで、就労移行支援を利用することにより就職につながると判断した場合。

イ 一般就労している障害者が休職した場合において、以下の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する場合は、就労移行支援を利用することができる。

(ア) 休職中の障害者を雇用する企業、地域における就労支援機関(例:大阪障害者職業センター等)や医療機関による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合。

(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより、復職することが適当と判断している場合。

(ウ) 市が聞き取り等を行ったうえで、就労移行支援を利用することにより復職につながると判断した場合。

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する者等につき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者及び(2)エの対象者に限る。)等。具体的には次のような例が挙げられる。

- ア 就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかつた者。
- イ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかつた者。
- ウ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。
- エ 通常の事業所に雇用されている者であっても、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とすると市が認めたもの。(6ヶ月までの範囲内で市が定める期間に限る。)

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

8 就労継続支援B型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者等であって、年齢、心身の状態その他事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者又は就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者等につき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者又は一定年齢に達している者などであって、福祉的就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者等。具体的には次のような例が挙げられる。

- ア 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。

- イ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。
- ウ ア又はイに該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者(就労選択支援事業所がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者)
- エ 特別支援学校卒業予定者については、事前に就労選択支援事業者によるアセスメントを受け、就労継続支援B型の利用が適当であるとの評価を得た者。
- オ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。
- カ 通常の事業所に雇用されている者であっても、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とすると市が認めたもの。(6ヶ月までの範囲内で市が定める期間に限る。)

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

9 地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)

(1) サービス内容

- ア 地域活動支援センターⅡ型
機能訓練、社会適応訓練、文化的活動及び入浴サービス。
- イ 地域活動支援センターⅢ型
創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜供与。

(2) 対象者

- ア 身体障害者
- イ 知的障害者
- ウ 精神障害者
- エ 難病等対象者

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

(4) 地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)の運用について

- ア Ⅱ型の利用日数については、4時間以下で0.5日、4時間超6時間以下で0.75日、6時間超で1日とする。
- イ Ⅲ型の支給決定時において、認定調査項目の(ア)食事、(イ)排泄、(ウ)入浴、(エ)移動及び(オ)行動障害に関連する項目から、以下のとおり単価区分を判断する。

a 区分3

(ア)～(エ)の項目のうち「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」が1項目以上。

b 区分2

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」若しくは「部分的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「週に1回以上支援が必要」が1項目以上。

c 区分1

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要」が1項目以上。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

※ 「行動障害に関連する項目」とは、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反すう等」、「そううつ状態」、「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が乏しい」のことをいう。

第4章 居住系サービス

1 療養介護

(1) サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

(2) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のア～オのいずれかに該当する者。

ア 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者。

イ 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者。

ウ 障害支援区分5以上に該当し、新判定スコア16点以上の者。

エ 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害(行動援護点数10点以上)があり新判定スコア8点以上の者。

オ 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上の者。

※新判定スコア

医療的ケア判定スコア		基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器 (NPPV、ネバーハイロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)		10	2	1	0
② 気管切開		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイ		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1		0
⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3		0	
⑦ 経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
⑧ 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0

⑨ その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0
⑩ 血糖管理	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0	
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0
⑫ 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	
	持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
⑭ 痊癒時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0

(3) 標準支給量

当該月における日数

2 施設入所支援

(1) サービス内容

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

(2) 対象者

ア 生活介護を受けている者であって、障害支援区分4(50歳以上の者にあっては障害支援区分3)以上である者。

イ 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援(以下のイにおいて「訓練等」という。)を受けている者であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。

ウ 生活介護を受けている者であって、障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

エ 就労継続支援B型を利用している者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。

(3) 標準支給量

当該月における日数

3 宿泊型自立訓練

(1) サービス内容

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者のうち、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。

(3) 標準支給量

当該月における日数

(4) 標準利用期間

2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由がある場合は3年間）

4 共同生活援助

(1) サービス内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助を行う。

(2) 対象者

障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことのある者に限る。)

(3) 標準支給量

当該月における日数(体験利用の場合は当該月における日数を1回あたりの上限とし、年50日以内とする。)

(4) 共同生活援助の運用について

ア 共同生活援助の利用に際しては、必ずしも障害支援区分の認定手続きを受ける必要はないが、次の(ア)及び(イ)の場合においては、障害支援区分の認定手続きを要するものとする。なお、認定結果のみによってサービス利用の可否が判断されるものではない。

- (ア) 指定共同生活援助事業所を利用する場合において、入浴、排泄又は食事等の支援を受ける必要があると市が判断した場合。
- (イ) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を利用する場合。
- イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する場合において、受託居宅介護サービスを利用する場合の取扱いについては、次の(ア)及び(イ)のとおりである。
 - (ア) 対象者
障害支援区分2以上に該当する者。
 - (イ) 標準支給量
 - 【区分2】 150分/月
 - 【区分3】 600分/月
 - 【区分4】 900分/月
 - 【区分5】 1,300分/月
 - 【区分6】 1,900分/月
- ウ サテライト型住居については、地域において単身等で生活したいという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回避する観点から、原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援を行うものとしている。そのため、利用開始から3年を超えての利用を希望する場合は、審査会に意見を聴いたうえで、引き続き利用することにより単身生活への移行が見込まれると市が判断した場合は、継続して利用することができる。

第5章 その他サービス

1 短期入所

(1) サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 福祉型短期入所

- (ア) 障害支援区分が1以上に該当する障害者。
- (イ) 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて定められる単価区分における区分1以上に該当する障害児。

イ 医療型短期入所

(療養介護)

- (ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。

- (イ) 障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者。
- (ウ) 障害支援区分5以上に該当する重症心身障害者。

- (エ) 障害支援区分5以上に該当し、新判定スコア16点以上の者。

- (オ) 障害支援区分5以上に該当し、強度行動障害(行動援護点数10点以上)があり新判定スコア8点以上の者。

- (カ) 障害支援区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上の者。

- (キ) (ア)から(カ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者

(重症心身障害児)

- (ク) 重症心身障害児。

- (ケ) 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて定められる単価区分における区分1以上に該当し、新判定スコア16点以上の障害児。

(その他)

- (コ) 障害支援区分1以上に該当する遷延性意識障害者等。

- (ナ) 障害支援区分1から4に該当する重症心身障害者。

- (シ) 障害支援区分1以上に該当する難病等対象者であって常時医学的管理を必要とする者。

- (ス) 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者。

※ 新判定スコアについては30ページ参照

(3) 標準支給量

7日/月(日帰りショートステイの支給量と合わせて7日/月まで)

(4) 短期入所の運用について

ア 障害児に支給決定する場合は、認定調査項目の(ア)食事、(イ)排泄、(ウ)入浴、(エ)移動及び(オ)行動障害に関連する項目から、以下のとおり単価区分を判断する。

a 区分1

(ア)～(エ)の項目のうち「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」が1項目以上。

b 区分2

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」若しくは「部分的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「週に1回以上支援が必要」が1項目以上。

c 区分3

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要」が1項目以上。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

※ 「行動障害に関連する項目」とは、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反吐等」、「そううつ状態」、「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が乏しい」のことをいう。

イ 施設入所者または共同生活援助を行う住居に入所(入居)する者は、入所(入居)中は原則として短期入所を利用することはできない。ただし、入所(入居)者が一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設または共同生活援助を行う住居に戻つて必要な支援を受けることが想定されるが、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設または共同生活援助を行う住居とが遠隔地であるため、直ちに入所施設または共同生活援助を行う住居に戻ることも困難である場合等、支援の必要性が認められる場合は短期入所を利用することができる。

2 日帰りショートステイ

(1) サービス内容

障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者等の日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活における必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 精神障害者

エ 難病等対象者

オ 障害児

(3) 標準支給量

7日/月(短期入所の支給量と合わせて7日/月まで)

(4) 日帰りショートステイの運用について

利用日数については、4時間以下で0.25日、4時間超8時間以下で0.5日、8時間超で0.75日とする。

3 重度障害者等包括支援

(1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(2) 対象者

障害支援区分6(障害児にあっては障害支援区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア I類型

(ア) 区分6の重度訪問介護の対象者。

(イ) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢」、「右上肢」、「左下肢」及び「右下肢」において、いずれも「ある」と認定(「軽」、「中」又は「重」のいずれかにチェックされていること。)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」及び「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(ウ) 認定調査項目「寝返り」、「起き上がり」または「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定。

(エ) 認定調査項目「レスピレーター」において「ある」と認定。

(オ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

イ II類型

(ア) 療育手帳Aの所持者。

(イ) 区分6の重度訪問介護の対象者。

(ウ) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢」、「右上肢」、「左下肢」及び「右下肢」において、いずれも「ある」と認定(「軽」、「中」又は重のいずれかにチェックされていること。)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に

関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」及び「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

(エ) 認定調査項目「寝返り」、「起き上がり」または「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定。

(オ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

ウ III類型

(ア) 障害支援区分6の行動援護対象者。

(イ) 認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定。

(ウ) 認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。

(3) 重度障害者等包括支援の運用について

重度障害者等包括支援は障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

4 就労定着支援

(1) サービス内容

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)(以下「就労移行支援等」という。)を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上の各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月以上42ヶ月未満の障害者(病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後に復職した障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者も含む。ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6ヶ月に達したものが対象となる。)。

(3) 就労定着支援の運用について

ア 就労定着支援を支給決定するにあたっては、就労を継続している期間が6ヶ月以上であること等を確認する必要があるため、雇用契約書の写しまたは健康保険証の写し等をもって、雇用開始日を確認することとする。

イ 就労定着支援は自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活

援助との併給はできない。

- ウ 就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6ヶ月以上就労が継続している障害者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。
- エ 利用期間については、42ヶ月から就労を継続している期間を除いた期間とし、その期間を超えて更新することはできない。
- オ 就労移行支援等を利用後に就職し、離職後1ヶ月以内に他の通常の事業所に雇用された者については、1回に限り就労が継続しているものとする。

5 自立生活援助

(1) サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等若しくは生活環境の大きな変化その他の事情により居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ア 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者。
- ※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- イ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者。
- ウ 精神科病院に入院していた精神障害者。
- エ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者。
- オ 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)、少年院に収容されていた障害者。
- カ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者。
- キ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境または心身の状態等の変化により、自立した地域

- 生活を継続することが困難と認められる者。
- (3) 標準支給量
当該月における日数
- (4) 標準利用期間
1年間
- (5) 自立生活援助の運用について
自立生活援助は、障害者が自立した地域生活を営む上での各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給はできない。

6 訪問入浴サービス

- (1) サービス内容
利用者宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うこと。
- (2) 対象者
身体障害者又は難病等対象者であって、自宅にて自力又は家族等の介護による入浴又は他の社会資源を利用しての入浴が困難な者。
- (3) 標準支給量
2回/週

7 入院時コミュニケーション支援

- (1) サービス内容
意思疎通に支援が必要な障害者等の障害や生活状況について理解しているヘルパー等を医療機関に派遣し、医療機関と本人のコミュニケーションの支援又は医療機関の職員に適切な支援方法を伝える。
- (2) 具体的な内容
次のア～クのような場合に行う意思疎通支援。
ア 入院時に行う説明又は聞き取り。
イ 病院スタッフによる治療計画及び入院計画の説明。
ウ 診察、処置、検査及び療養の説明及び実施。
エ 手術の前後の説明及び処置。
オ リハビリテーションの説明及び実施。
カ 退院後の治療及び療養の説明。
キ 医療費制度及び福祉保健制度の説明及び相談。
ク 医療機関の職員に体位変換の方法等適切な支援方法を伝える。
- (3) 対象者
次のア～オのいずれにも該当する者。
ア 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者。
イ 意思疎通を円滑に図ることが難しい者。

- ウ 施設入所支援又は療養介護を利用していない者。
- エ 障害福祉サービス又は地域生活支援事業等を利用している者。
- オ 入院先の医療機関の了解を得られる者。

(4) 標準支給量

20時間/月(1回の入院につき、入院日から30日を経過するまで。)

(5) 入院時コミュニケーション支援の運用について

- ア 診療報酬の対象となるサポート(体位変換又は排泄介助等)又は買い物の代行等は算定に含まれない。
- イ コミュニケーションに支援が必要な者で入院する可能性がある場合は、事前に申請していただくこととなるが、緊急入院時は同時申請も可能である。

8 地域移行支援

(1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

次のア～オの者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者。

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者又は障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

イ 精神科病院に入院している精神障害者。

※ 精神科病院に入院している精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる、直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とする。

※ 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。

ウ 救護施設又は更生施設に入所している障害者。

エ 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)又は少年院に収容されている障害者。

※ 保護観察所又は地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった

障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

オ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者。

(3) 地域移行支援の運用について

地域移行支援は長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、支給決定期間を6ヶ月間までとしている。ただし、この期間では十分な成果が得られず、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、必要に応じて審査会の意見を聴いたうえで支給の要否を判断する。

9 地域定着支援

(1) サービス内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、緊急時の支援が見込めない状況にある者。なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては、保護観察所と連携すること。

(3) 地域定着支援の運用について

地域定着支援は、決定期間を1年間までとしており、対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、障害福祉サービス等支給決定案検討会議にてその妥当性について協議し、必要に応じて審査会の意見を聴いたうえで支給の要否を判断する。

10 計画相談支援

(1) サービス内容

ア サービス利用支援

次の(ア)及び(イ)の支援をいずれも行う。

- (ア) 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者的心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- (イ) 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

イ 繼続サービス利用支援

支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定または地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行う。

- (ア) サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- (イ) 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

(2) 対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

(3) 計画相談支援の運用について

ア モニタリング期間については相談支援事業者の意見を踏まえて、次の(ア)及び(イ)を勘案して個別の対象者ごとに定めることとする。

(ア) 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
- c 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期

f 提供されるサービスの種類、内容及び量

g サービスを提供する上での留意事項

(イ) 期間

a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者。

→ 1月(毎月)ごと(ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。)

b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者または地域定着支援を利用する者(いずれもaに掲げる者を除く)のうち次に掲げる者。

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である者。

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

→ 1月(毎月)ごと

c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(a及びbに掲げる者を除く)のうち次に掲げる者。

(a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型)を利用する者。

(b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者((a)に掲げる者を除く。)。

→ 3月ごと

d 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援(いずれもaからcに掲げる者を除く)又は地域移行支援を利用する者(aに掲げる者を除く。)

→ 6月ごと

※ 特定の月にサービス等利用計画の進捗確認や見直しを行う等、その間隔が2月であったり3月の場合が想定される場合には「2、3月ごと」を設定する。

※ 当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であるため、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、ア

セスメントにより勘案事項を把握したうえで、個々の状況に応じて必要な期間で設定すること。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年1月1日から施行する。

発行元

茨木市 福祉部 障害福祉課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8番13号

電話：072-620-1636 FAX：072-627-1692